

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金等の
周知・広報について

標記について、下記に基づき実施することとしたので、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び労働基準監督署（以下「監督署」という。）においては、下記の事項を十分に理解の上、効果的な周知・広報を実施されたい。

記

1 趣旨

石綿による健康被害については、昨年来、社会的な問題に発展し、特に労災補償行政の動向は国民から強い期待や関心が寄せられているところである。当該問題に係る周知・広報活動は、昨年12月27日のアスベスト問題に関する関係閣僚会合で取りまとめられた「アスベスト問題に係る総合対策」にもあるとおり、国民の期待に応えるための基本的かつ重要な施策である。

また、本年3月27日に施行された石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿救済法」という。）では、①特別遺族給付金のうち特別遺族年金は、請求をした日の翌月分から支給の対象となり、請求をした日が支給総額に影響を与えること、②施行日から3年を経過したときは請求をすることができないこと、③石綿救済法施行日以降に新たに労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した者については、石綿救済法の適用がないこと、などとしていることから被災労働者の遺族に対して、速やかな請求を促すことが極めて重要である。

以上のことから、石綿救済法の施行から6ヶ月が経過する本年10月に積極的かつ効果的な周知・広報活動を展開することとする。

2 周知・広報の方法

(1) 石綿救済法の施行から6ヶ月が経過する本年10月に、地方公共団体及び都道府県労働基準協会等関係団体が発行する広報誌等を通じて、特別遺族給付金及び石綿による疾病の労災補償について周知を図ることとする。このため、労働局において

は、地方公共団体及び都道府県労働基準協会等の関係団体に対し、記事の掲載に係る依頼を行うこと。

(2) 労働局で運営しているホームページに特別遺族給付金及び石綿による疾病の労災補償に関する記事を掲載すること。

(3) 本省においては、

ア) 主要新聞への広告掲載

イ) 日本医師会、各種事業主団体、労働団体等に対する文書による周知依頼及び
防災団体等関係機関の広報誌への記事掲載を通じた周知・広報

を予定していること。

3 広報誌等への掲載記事の内容

特別遺族給付金及び石綿による疾病の労災補償の周知に当たって、特に重要な事項は以下のとおりであること。

なお、広報誌等に掲載する記事の内容については、別紙を参考にすること。

(1) 特別遺族給付金の請求は、石綿救済法施行日（平成18年3月27日）から3年を経過したときはすることができないこと、また、年金として支給される特別遺族給付金（特別遺族年金）は、請求をした日の属する月の翌月分から支給が開始されること。

(2) 特別遺族給付金の支給対象となる遺族は、石綿救済法の施行日の前日の5年前の日までに死亡した労働者の遺族に限られるため、平成13年3月27日以降に死亡した労働者の遺族は、労災保険法に規定する遺族補償給付の対象となること。

なお、労災保険法に基づく遺族補償給付の請求権の時効は5年であること。

(3) エックス線フィルムやカルテ等の医学的資料については、法律上の保存年限（エックス線、CT等の検査記録は3年間、カルテは5年間）が定められており、医療機関が保存している医学的資料が今後保存されなくなることも考えられるため、出来る限り早期に請求することが望ましいこと。

(4) 石綿による疾病にり患し、現在療養中の労働者は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となること。

(5) 石綿による疾病について、石綿ばく露の原因が業務によるものか、業務以外によるものか明らかでない場合は、労災保険給付の請求と救済給付の申請、あるいは特別遺族給付金と救済給付の申請を同時に行うことも可能であること。

4 その他

労働局においては、機会を捉えてプレス発表を行うなど、引き続き積極的な周知・広報を実施すること。

～特別遺族給付金の請求についてのお知らせ～

◆特別遺族給付金とは・・・？

中皮腫や肺がんなどの石綿ばく露を原因とする疾病は、石綿ばく露から疾病の発症までの潜伏期間が非常に長期にわたるものです。このため、労働者に発症したこれらの疾病について、業務により石綿にばく露したことと当該疾病との関連性に、これまで医師も労働者本人も気づきにくいといった特質がありました。この結果、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」といいます。）に基づく労災保険給付を請求する機会を逸し、時効により所定の労災保険給付を受ける権利を失っている方が存在している状況にあります。

このような状況にかんがみ、本年3月に施行されました「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」といいます。）により、石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご遺族で労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対しまして特別遺族給付金が支給されることとなりました。

この特別遺族給付金の請求にあたりましては、以下の事項に特にご注意いただきますようお願いいたします。

なお、制度の詳細な内容につきましては、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆特別遺族給付金の請求について

特別遺族給付金は、石綿救済法により平成13年3月26日以前に石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご遺族で時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権

利が消滅した方を支給の対象としています。

年金として支給される特別遺族給付金（特別遺族年金）は、請求があった日の属する月の翌月分からの支給になりますので、請求が遅くなると受給総額が減少することとなります。また、特別遺族給付金は法施行日から3年を経過した平成21年3月28日以降は、その請求ができなくなります。さらに、特別遺族給付金の支給決定に係る調査では、エックス線フィルムやカルテといった医学的資料に基づき、石綿ばく露と当該疾病との因果関係を判断することがありますが、これらの医学的資料は法令により保存期間が定められているため、期間を経過した場合は、医療機関に医学的資料が保管されていないことも想定されますので、早めに請求されることをお勧めします。

◆労災保険給付の請求について

平成13年3月27日以降に、業務による石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されます。

なお、遺族補償給付を受ける権利は、時効により労働者が死亡した日の翌日から起算して5年で消滅します。時効完成後は、遺族補償給付も特別遺族給付金も受給できなくなりますので、お心当たりのある方は早急に、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までご相談ください。

また、石綿ばく露を原因とする疾病に罹患して、現在療養している労働者の方は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

◆こんなときは・・・？

石綿ばく露を原因とする疾病について、石綿ばく露の原因が業務によるものなのか、業務以外の原因によるものなのか明らかで

ない場合には、労災保険給付の請求と救済給付の申請、あるいは特別遺族給付金の請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

なお、特別遺族給付金についてよくあるご質問を厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/izoku/index.html>) にまとめてありますので、ご参照ください。

◆各種制度のお問い合わせ先

特別遺族給付金や労災保険制度については、都道府県労働局又は労働基準監督署、労災保険給付の対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構（0120-389-931）までお問い合わせください。